

京都市告示第 283 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 10 月 20 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久我92号線	伏見区久我西出町13番地の29地先から 同町13番地の58地先まで	メートル 108.90	メートル 6.00 ~ 12.03
久我93号線	伏見区久我西出町13番地の23地先内	47.00	6.01 ~ 12.02
羽束師経163号線	伏見区羽束師志水町18番地の4地先から 同町18番地の13地先まで	68.20	6.00 ~ 9.90
羽束師経164号線	伏見区羽束師志水町20番地の4地先から 同町20番地の12地先まで	86.00	6.00 ~ 9.70
日野緯92号線	伏見区日野西風呂町53番地の7地先から 同町53番地の13地先まで	53.20	6.00 ~ 12.03

(建設局土木管理部道路明示課)